

**「国際園芸博覧会出展事業」に係る宮崎県花き出展ブース設計、設営、
維持管理に関する業務委託企画提案競技会実施要領**

宮崎県農産園芸課

宮崎県（以下「県」という。）が実施する「国際園芸博覧会出展事業」に係る宮崎県花き出展ブース設計、設営、維持管理に関する業務委託に関する内容及び各種手続き等については、次のとおりとする。

1 目的

2027年に日本で37年ぶりに開催される「国際園芸博覧会」において、国内外に対して宮崎に魅力を発信するために必要な宮崎県オリジナル品種を含む花きを展示するブースの設計、設営、維持管理に関する業務委託の受託候補者を選定するために、必要な事項を定めるものである。

2 委託業務の内容

「国際園芸博覧会出展事業」に係る宮崎県花き出展ブース設計、設営、維持管理に関する業務委託仕様書による。

3 委託料の上限

4,600千円以内（消費税及び地方消費税額を含む。）
委託料は業務完了検査に合格した後、精算払いにより支払う。

4 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

5 企画提案競技参加資格

本業務に関する企画提案競技参加資格者は、以下に掲げる企画提案競技参加資格の要件のすべてを満たしている者とする。

【参加資格】

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- ② 本業務の実施について、県からの求めに応じて即時に打合せ等（オンライン可）に対応できる体制を整えていること。
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。
- ④ この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていない者。
- ⑤ 宮崎県暴力団排除条例（平成 23 年条例第 18 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 4 号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団関係者」という。）でない者。
- ⑥ 役員等（役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。）が、暴力団員又は暴力団関係者でない者。
- ⑦ 政治活動及び宗教活動を事業目的としない者。
- ⑧ 県税（または国税、地方消費税等含む）に未納がないこと。

6 企画提案競技実施の告知方法

県庁ホームページにより告知

7 スケジュール

- (1) 実施公告:令和 8 年 6 月 23 日 (月)
- (2) 事前説明会申込の締切:令和 8 年 6 月 29 日 (月) 午後 5 時
- (3) 事前説明会の開催:令和 8 年 7 月 3 日 (金)
- (4) 質問受付期限:令和 8 年 7 月 10 日 (金) 午後 5 時
- (5) 参加申込の締切:令和 8 年 7 月 17 日 (金) 午後 5 時
- (6) 企画提案書の提出締切:令和 8 年 7 月 31 日 (金) 午後 5 時
- (7) 企画提案競技 (プロポーザル方式):令和 8 年 8 月 3 日 (月)
- (8) 結果通知:令和 8 年 8 月中旬
- (9) 受託候補者との詳細協議:令和 8 年 8 月下旬～9 月上旬
- (10) 委託業務契約:令和 8 年 9 月上旬から中旬頃

8 企画提案募集に関する質問の受付及び回答

- (1) 本事業の内容など企画提案募集に関する質問は、質問票（別紙様式3）により、花き担当宛てにメールで、令和8年7月10日（金）午後5時までに提出すること。
- (2) 質問票提出確認のため、送信後は電話にて到着の確認をすること。
- (3) 回答は、質問者名を伏せた上で、事前説明会参加者全員に共有する。

9 企画提案競技会の方法

(1) 事前説明会の開催

令和8年7月3日（金）にWeb会議システム（Microsoft Teams）にて実施する。

事前説明会に参加を希望する場合は、事前説明会申込書（別紙様式1）により、花き担当宛てにメールで、令和8年6月29日（月）午後5時までに提出すること。

(2) 参加申込み

競技会に参加を希望する者は、参加申込書（別紙様式2）を令和8年7月17日（金）午後5時までに提出すること。

(3) 企画提案書の提出

① 各社の提案は、1社1案とする。

② 以下のア及びイについて、A4版用紙に内容を記載し、1冊にまとめて提出

ア 応募団体の概要

- ・名称
- ・所在地
- ・代表者名
- ・担当者職氏名
- ・担当者連絡先（電話、電子メール）
- ・業務の執行・管理体制

イ 提案内容（必要となるデータは提供する）

- ・企画提案書（A4版）
- ・スケジュール（A4版）
- ・仕様書に定める各項目について積算した見積書及び見積明細書（A4版）
- ・会社概要（既存のもの）
- ・納税証明書（県税に未納がないことの証明）
- ・誓約書（別紙様式4）

③ 企画提案書の提出期限等

提出期限：令和8年7月31日（金）午後5時必着

提出方法・部数：以下の（ア）又は（イ）のいずれかの方法により提出すること。

（ア）電子データで提出する場合（電子メールにて送信）

PDF形式のデータを1式提出すること。

※データ容量が大きくメールでの送信が困難な場合は、大容量ファイル転送サービスを利用するか、電子媒体（CD-R、DVD-R等）を郵送すること。

※送信後は、到達確認のため必ず電話にて連絡すること。

（イ）紙媒体で提出する場合（郵送又は持参）

A4判印刷で6部提出すること。

提出先：〒880-8501

宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番地1号県庁1号館8階

宮崎県農政水産部農産園芸課施設園芸担当 谷口、石原

（4）業務委託企画提案競技会

①審査基準

オンラインのプレゼンテーションによる審査方法とし、提出された企画案について、以下の点を総合的に審査の上、選定する。

- ・内容構成力
- ・独創性（企画・デザイン力）
- ・事業者の適格性・会社実績等（運営体制・実績）
- ・実施経費（経済性）

②審査方法

各社の持ち時間は、説明（15分）と質疑応答（15分）の30分以内とする。

ア 日 時 令和8年8月3日（月）

※実施時間については別途連絡する。

イ 場 所 Web会議システム（Microsoft Teams）を活用

10 選定結果の通知

選定結果については、採択・不採択にかかわらず通知する。

11 委託契約の締結

- (1) 決定した候補者と協議の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、予算の範囲内で随意契約を行う。この際、企画提案の内容は、協議の上変更する場合がある。
- (2) 決定した候補者との協議が整わず、契約の見込みがなくなった場合、次点の提案者と契約に向けた協議を行う。

12 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

13 その他

- (1) 本業務の企画提案に要する経費及び契約の締結に要する経費並びに当事業の委託料を超えた一切の費用は、提案者（受託者）の負担とする。
- (2) 応募は1者につき1提案のみ受け付けるものとし、提出後の書換え、引き替え及び撤回は認めないものとする。また、提出された書類は返還しないものとする。
- (3) 虚偽の記載をした提案書等は、無効とする。
- (4) 参加資格要件を満たさない者又は委託先事業者を選定するまでの間に参加資格要件を満たさなくなった者が提出した提案書等は、無効とする。

14 問合せ先

〒880-8501

宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番地1号県庁1号館8階

宮崎県農政水産部農産園芸課 施設園芸担当 谷口、石原

メールアドレス：taniguchi-kyohei@pref.miyazaki.lg.jp

ishihara-naru@pref.miyazaki.lg.jp

TEL：0985-26-7137

FAX：0985-26-7338